

○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

昭和二十九年六月二十九日
文化財保護委員会規則第五号
〔改正〕昭和四三年二月二十六日文部省令第三二号
同 五〇年 九月三〇日同 第三三号
平成二年 三月 八日同 第八号

(発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第五十七条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘予定地の所在及び地番
- 二 発掘予定地の面積
- 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 四 発掘調査の目的
- 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所(国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 七 発掘着手の予定時期
- 八 発掘終了の予定時期
- 九 出土品の処置に関する希望
- 十 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 発掘予定地及びその付近の地図(周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの)
 - 二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

三 発掘予定地の所有者の承諾書

四 発掘予定地につき権原に基く占有者があるときは、その承諾書

五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第二条 法第五十七条の二第一項で準用する法第五十七条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 土木工事等しようとする土地の所在及び地番
 - 二 土木工事等しようとする土地の面積
 - 三 土木工事等しようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 土木工事等しようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
 - 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
 - 六 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
 - 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
 - 八 当該土木工事等の着手の予定時期
 - 九 当該土木工事等の終了の予定時期
 - 十 その他参考となるべき事項
 - 2 前項の届出の書面には、土木工事等しようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

(事前の届出を要しない場合等)
- 第三条 法第五十七条第一項ただし書(法第五十七条の二第一項で準用する場合を含む。)の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 当該発掘に関し、法第八十条第一項の規定により現状変更等の許可

の申請をした場合

- 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
- 2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行った者は、発掘終了後遅滞なく、法第五十七条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第九十九条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第五十七条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第五十七条の二第一項で準用する法第五十七条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第九十九条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第五十七条の二第一項で準用する法第五十七条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第四条 法第五十七条の五第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 遺跡の種類
- 二 遺跡の所在及び地番
- 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 遺跡の発見年月日
- 六 遺跡を発見するに至つた事情
- 七 遺跡の現状

八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由

九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量

十 遺跡の保護のため執つた、又は執らうとする措置

十一 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

附則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 埋蔵文化財発掘届出書規則（昭和二十五年文化財保護委員会規則第四号）は、廃止する。

附則（昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三三号）抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。